



調印式に参加する関係法人の代表者や福祉施設の施設長の皆さん

高齢者や障がい者などの福祉避難所の確保を

町内外の福祉施設と協定締結

■豪雨災害の教訓として 広域避難所を考える

3月22日(月)町役場で「福祉避難所の設置運営に関する協定」調印式が行われました。

当協定は、本町で大規模災害が発生した場合などに、福祉施設などに対して避難行動要支援者の受け入れ協力を円滑に要請するためのもの。

「緑川荘」(緑町)と「あゆの里」(津志田)を運営する(福)五色会(荒瀬一巳理事長)、「緑風苑」(白旗)を運営する(医)荒瀬会(荒瀬一巳理事長)、「オアシス」(御船町)を運営する(社)伸生紀(麻生伸一理事長)、「なごみの里」(美里町)を運営する(医)興和会(山中清一郎理事長)、「祥麟館」(熊本市南区城南町)を運営する(社)恵春会(小林佳之理事長)と協定を締結しました。

町では、平成26年12月に同様の協定を、「桜の丘」(西寒野)を運営する(社)綾友会

(谷田理一郎理事長)と締結しており、今回の協定締結で6法人(7施設)への協力依頼が可能になりました。

調印式で奥名町長は「本町でも昨年7月豪雨のような災害が発生する可能性があり、広域避難所の確保が急務です。配慮が必要な人たちが安心して過ごせる福祉避難所の確保という点で、今回の協定は心強い」とあいさつしました。

■福祉避難所のご利用は 町福祉課へ必ず相談を

町では、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握に努めており、4月現在で250人を登録しています。

今回の協定は、町が各施設に福祉避難所開設の協力依頼を円滑に行うためのものです。要支援者が福祉避難所の利用を希望する場合は、施設と協議が必要ですので、町福祉課へ事前相談をお願いします。

▼お問い合わせ先

町福祉課

096・234・1114

介護保険料は制度を支える大切な財源 皆様のご理解とご協力をお願いします

■令和3～5年度（第8期）の介護保険料が決定しました

町では、3年ごとに第1号被保険者の介護保険料の見直しを行い、介護保険サービスに必要な費用や利用者数などを見込んで料金を決定しています。

今回の見直しでは、保険料の上昇を抑えるために、町の介護給付費準備基金を取り崩して活用。皆さんが支払う保険料の減額を図っています。

皆さんには引き続き、介護予防を積極的に取り組んでいただき、介護保険制度の安定運用にご協力をお願いします。

■令和3年度の介護保険料は6月中旬に通知

現在、町では、65歳以上の皆さんに本年度納めていただく介護保険料の決定通知書の準備を進めています。通知書は令和2年分の所得総額および令和3年度住民税額の決定後、送付します。

皆さんに納めていただく保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

▼お問い合わせ先

町福祉課

096・234・1114

■65歳以上の人（第1号被保険者）の令和3年度からの介護保険料（年額）

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (第7期との比較額)
第1段階	①生活保護受給者 ②住民税非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者 ③住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.3※	21,960円 (△1,440円)
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え120万円以下の者	基準額×0.5※	36,600円 (△2,400円)
第3段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	基準額×0.7※	51,240円 (△3,360円)
第4段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.9	65,880円 (△4,320円)
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者	基準額	73,200円 (△5,760円)
第6段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	87,840円 (△6,760円)
第7段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	95,160円 (△6,240円)
第8段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	109,800円 (△7,200円)
第9段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が320万円以上の者	基準額×1.7	124,440円 (△8,160円)

※第1段階～第3段階の保険料率は、軽減が適用されています。